

# 准看護師 無罪確定へ

## 特養入所者死亡 高検が上告断念

長野県安曇野市の特別養護老人ホームで、入所者の女性(当時85)が配られたドーナツを食べた後に死亡した事故で、業務上過失致死の罪に問われた准看護師の女性(60)を逆転無罪とした東京高裁判決について、東京高検は11日、上告を断念したと発表した。准看護師の無罪が確定する。

一審・長野地裁松本支部判決は、施設が事故の6日前に入所者の女性のおやつを固形物からゼリー状のものに変えたことを記録した資料の確認を怠った准看護師の過失により、女性が窒息死したと認定し、罰金20万円の有罪とした。しかし、7月28日の高裁判決は「入所者の女性がド

ーナツを食べて窒息する危険性は低く、死亡を予見できる可能性も相当に低かった」と判断して一審判決を破棄し、無罪とした。高検の久木元伸・次席検事は「判決内容を十分に検討したが、適法な上告理由が見いだせなかった」とのコメントを出した。

准看護師の女性は2013年12月、入所者の女性におよつのドーナツを提供。女性は食べた後に一時心肺停止となり、約1カ月後に低酸素脳症で死亡した。施設側と遺族の間では示談が成立したが、検察は准看護師の女性を在宅起訴した。

毎日新聞  
2020年(令和2年)8月12日(水)

# 准看護師の無罪確定

## ドーナツ与え死亡 検察上告断念

東京高検は11日、長野県安曇野市の特別養護老人ホームで2013年、入所者の女性(当時85歳)が、およ

つのドーナツを食べた後に死亡した事故で、業務上過失致死罪に問われた女性准看護師(60)を無罪とした東京高裁判決について最高裁に上告しないと発表した。准看護師の無罪が確定した。11日が上告期限だった。

東京高検の久木元伸次席検事は「適法な上告理由が見いだせなかった」とのコメントを出した。准看護師は13年12月、勤務先の老人ホームで、およつはゼリー状のものにする」とされた女性に誤ってドーナツを提供し、窒息による低酸素脳症で死亡させたとして在宅起訴された。1審は有罪だったが、2審は過失を認めず無罪とした。

# ドーナツ窒息 無罪確定へ

長野県安曇野市の特別養護老人ホームで2013年、入所者の女性(当時85歳)にドーナツを食べさせて窒息死させたとして、業務上過失致死罪に問われた同施設職員の准看護師、山口けさえ被告(60)を無罪とした東京高裁判決について、東京高検は上告期限の11日、上告はしないと発表した。山口さんの無罪が確定する。

「が見いだせなかった」とコメントした。19年3月の一審・長野地裁松本支部は、およつが固形物からゼリーに変更されたのに、引き継ぎ資料を確認せずにドーナツを提供したとして、求刑通り罰金20万円の有罪判決を言い渡

した。しかし、今年7月28日の高裁判決は「資料は介護職の情報共有のためのもので、看護師が全てを把握する必要はなかった」などと指摘し、過失を否定した。

同高検の久木元伸次席検事は「判決内容を十分に検討したが、適法な上告理由

# 准看護師の無罪確定 おやつ事故死

長野県安曇野市の特別養護老人ホームで二〇一三年、入居者の女性(当時85)が、おやつ(ドーナツ)を食べた後に死亡した事故で、業務上過失致死罪に問われた准看護師山口けさえさん(60)を逆転無罪とした東京高裁判決が十二日、確定した。東京高検が最高裁への上告期限となる十一日、上告しないと発表した。

施設内での介護の過失に絡み、職員個人の刑事責任が問われた異例の裁判だった。介護現場で大きな注目を集め、無罪を求める署名活動が広がった一方、各地でおよつの提供をやめる施設が相次ぐなど影響が出ていた。

山口さんは一三年十二月、勤務先の老人ホーム「あずみの里」で、おやつはゼリー状のものに変更するとされていた女性に誤ってドーナツを提供し、窒息による低酸素脳症で約一カ月後に死亡させたとして在宅起訴された。

昨年三月の一審長野地裁松本支部判決は過失を認定

し、罰金二十万円の有罪としたが、今年七月二十八日の高裁判決は、女性がドーナツを食べて窒息する危険性は低く、死亡を予見できる可能性も相当低かったと判断。過失を認めず、一審判決を破棄して無罪を言い渡した。

東京高検の久木元伸次席検事は「判決内容を十分に検討したが、適法な上告理由が見いだせなかった」とコメントした。

## 死亡特養 准看護師の無罪確定

### 東京高検「上告理由見いだせず」

長野県安曇野市の特別養護老人ホームで平成25年、入居者の女性(当時85)がおよつのドーナツを食べた後に死亡した事故で、業務上過失致死罪に問われた女性准看護師(60)を無罪とした東京高裁判決について、東京高検は11日、最高裁への上告を断念したと明らかにした。准看護師の無罪が確定する。

東京高検の久木元伸次席検事は「判決内容を検討したが、適法な上告理由が見いだせなかった」などとするコメントを出した。

昨年3月の一審長野地裁松本支部判決は、およつの変更を記録した引き継ぎ書を確認しなかった過失があると認定、罰金20万円の有罪とした。しかし先月28日の高裁判決は、引き継ぎ書

は介護職員間の情報共有目的のもので准看護師に確認する義務はなかったと判断。過失を認めず、一審判決を破棄して逆転無罪を言い渡した。

## 女性准看護師 無罪が確定

### 特養事故、検察上告せず

長野県安曇野市の特別養護老人ホームで入居者の女性(当時85)が、およつのドーナツを食べた後に死亡した事故で、東京高検は11日、業務上過失致死罪に問われた女性准看護師(60)を無罪とした東京高裁判決について、最高裁に上告しないと発表した。准看護師の無罪が確定する。11日が上告期限だった。

東京高検の久木元伸次席検事は「判決内容を十分に検討したが、適法な上告理由が見いだせなかった」とのコメントを出した。